

令和8年度大江町介護保険料段階一覧表

段 階	対 象 者	保 険 料 年 額
第1段階	生活保護費を受給されている方または町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金を受給されている方、町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方	15,396円
第2段階	町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	26,196円
第3段階	町民税世帯非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	36,996円
第4段階	本人が町民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方	48,600円
第5段階 (基準段階)	本人が町民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超の方	54,000円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	64,800円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	70,200円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	81,000円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	91,800円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	102,600円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	113,400円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	124,200円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が720万円以上の方	129,600円

(昨年度からの変更点)

- ※ 第1・2段階、第4・5段階を区分する所得の判定基準額が、80万9,000円から82万6,500円に変わります。
- ※ 令和7年度税制改正により、給与収入金額が190万円未満の方に適用される給与所得控除の最低保障額が最大10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定した運営を目的とした国の法令改正により、令和8年度の介護保険料の算定に用いる合計所得金額の計算や、世帯の町民税課税状況の判定は、税制改正前の給与所得控除額により行います。これにより、町民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合があります(令和8年度のみの特例措置)。

【お問合せ先】

大江町役場 税務町民課 町民税係 Tel 0237-62-2119

介護保険(事業)の全般的事項につきましては、健康福祉課 福祉係 Tel 0237-62-2285

へお問い合わせください。